

注1 該当する□にレ印を付けること。

2 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X0401 及びX0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載を要しない。なお、申請（届出）者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(2) 氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。

ア 法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により承継した場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。

イ 法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により承継する場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第 20 条第 4 項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部）を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。

ウ 法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 3 項の規定により承継する場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

エ 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称に併せて代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、承継に係る認定計画の認定番号を記載すること。

(2) ②の欄は、承継に係る認定計画の認定された年月日を記載すること。

(3) ③の欄は、法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

(4) ④の欄は、法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 2 項又は第 3 項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定の有効期間を記載すること。

4 法第 27 条の 13 第 5 項に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

5 該当する手続について、各項目に応じて記載すること。

6 別表第八号の二の特定基地局の開設計画の様式に準じて記載すること。

- 7 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
- 8 申請（届出）書用の紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。